

委 託 契 約 書

委 託 名 称 福島県立テクノアカデミー浜常駐警備業務委託

契 約 金 額 年額 _____ 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 _____ 円

委 託 期 間 令和4年4月1日から
令和5年3月31日まで

契約保証金

上記委託業務について、委託者 福島県（以下「甲」という。）及び、受託者 ○○（以下「乙」という。）とは、甲を管理権限者とする下記物件の警備業務に関し、次のとおり警備業務委託請負契約を締結する。

物件の表示 福島県立テクノアカデミー浜
物件の場所 福島県南相馬市原町区萱浜字巣掛場45番地の112

（目的）

第1条 甲は、福島県立テクノアカデミー浜の火災、盗難を防止するとともに、その他の不良行為を排除し、もって財産の保全を図り、その業務の円滑なる運営に寄与することを目的として、乙に常駐警備業務を委託するものとする。

（業務の履行）

第2条 乙は、別紙仕様書に基づき、頭書の委託業務を甲の指定する施設管理担当者の指示に従い実施しなければならない。

（業務従事者）

第3条 乙は、業務を遂行するため、所要の人員を業務従事者として、仕様書に定める時間、甲の施設に常駐させるものとする。

- 業務従事者の指揮及び監督については、一切乙の責任によるものとする。
- 乙は、業務従事者の交替を行おうとする場合は、あらかじめその旨を甲に通知するものとする。
- 甲は、業務従事者について不適合であると認めるときは、乙に対して業務従事者の交替等を申し出ることができる。この場合において、乙は速やかに必要な措置を講じるものとする。
- 乙は、業務従事者には、一定の標識をつけた制服を着用させるとともに、指導教育に万全を期し、風紀、衛生及び規律の維持に責任を負い、秩序ある業務の遂行に努めるものとする。
- 乙は、乙と業務従事者、又は業務従事者間の紛争等による影響を甲に与えてはならない。

(労働法上の責任)

第4条 乙は、業務従事者に対する雇用者及び使用者として、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、職業安定法その他従業員に対する法令上のすべての責任を負うものとする。

2 乙は甲に対し、この契約の履行に従事する乙の従業員に関し、安全又は衛生上の危険又は有害のおそれが発見されたときは、その旨直ちに申し出るものとし、甲は乙の申し出に応じてすみやかに措置をとり、又は乙が措置することを認めるものとする。

3 前項の場合、乙はその安全が確認されるまで、甲に対し契約の履行を拒否することができるものとする。

(権利譲渡の禁止)

第5条 乙は、この契約によって生ずる一切の権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、甲の書面による承諾があった場合は、この限りではない。

(一括再委託の禁止)

第6条 乙は、業務の全部を一括して、第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(個人情報の保護)

第7条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うにあたっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(秘密の保持等)

第8条 乙は、業務履行中に知りえた甲又は甲の関係者の秘密事項を第三者に漏らしてはならない。

(便宜の供与等)

第9条 乙は、業務の円滑な実施のため、必要な控室等は無償で提供するものとする。また、業務の履行又は控室の使用による光熱水費は甲の負担とする。

(機械、器具及び消耗資材の負担)

第10条 この契約の履行にあたって必要な機械、器具及び消耗資材は、乙の負担とする。

(業務報告)

第11条 乙は、警備日誌の写しを提出するなどの方法で、業務内容を甲に報告しなければならない。

2 甲は、前項の業務報告その他の方法により、業務内容を確認しなければならない。

3 前項の確認の結果、乙の業務内容が適性を欠く場合は、甲は乙に対し速やかに業務内容の補正を指示するものとする。

(契約金額の支払)

第12条 甲は契約金額を支払内訳書のとおり支払うものとする。

2 甲は、乙より適法な請求書を受理したときは、その受理した日から30日以内に乙に対し前項の委託料を支払う。

(損害賠償)

第13条 委託契約期間内に乙の責に帰すべき事由により盗難、損傷、その他事故が発生した場合は、その損害は乙が賠償するものとする。但し天災地変、不可抗力その他乙の責めに帰すことができない事由により生じた損害はこの限りではない。

(履行遅滞の場合における遅延利息)

第14条 甲は、乙が乙の責に帰すべき事由により履行期限までに委託業務を完了できない場合において、甲が認める期日までに委託業務を完了する見込みがあると認めるときは、乙から遅延利息を徴収して当該期限を延長することができる。

- 2 甲は、前項の規定により履行期限を延長するときは、その旨を乙に通知するとともに、当該期限の延長に関する契約を乙との間に締結するものとする。
- 3 第1項に規定する遅延利息の額は、当初の履行期限から延長後の履行期限までの期間の日数に応じ、委託金額に年2.5%の割合で計算した額（当該額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数全額又はその全額を切り捨てる。）とする。
- 4 甲の責に帰すべき事由により、第12条の規定による委託料の支払いが遅れたときは、乙は甲に対してその遅延期間の日数に応じ、委託料の額に年2.5%の割合で計算した額（当該額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数全額又はその全額を切り捨てる。）の遅延利息の支払いの請求をすることができる。
- 5 第1項及び前項に規定する遅延利息の額の計算につき第3項及び前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

（契約の解除）

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- 一 乙の責に帰すべき事由により契約期間中に乙が業務の履行を継続できる見込がないと認められるとき。
- 二 乙がこの契約を誠実に履行する意思がないと認められるとき。
- 三 乙がこの契約に違反したとき。
- 四 乙又はその代理人若しくは使用人等に不正の行為があったとき。
- 五 乙が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時委託業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当

することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

六 受託者が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成 23 年福島県公安委員会規則第 5 号）第 4 条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。

2 甲は、前項に定めるもののほか、この契約を必要としない事由が生じたときは、乙に対し 30 日前までに書面で解約の通知をしたうえで解除することができる。

3 乙は正当な理由があるときは、あらかじめ甲の承認を得たうえで、この契約を解除することができる。

（談合による損害賠償）

第 16 条 甲は、この契約に関し乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条の規定による排除措置命令を行い、当該排除命令が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 62 条第 1 項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は同法第 198 条による刑が確定したとき。

ただし、上記一又は二のうち命令の対象となる行為が独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不正な取引方法（昭和 57 年 6 月 18 日付け公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売に当たる場合、その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

（賠償の予約）

第 17 条 乙が、前条各号のいずれかに該当するときは、甲は契約を解除するか否かを問わず、賠償金として契約金額の 10 分の 2 に相当する額を請求し、乙はこれを甲の指定する期間内に支払わなければならない。この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。

一 前条第 1 号又は第 2 号までのうち、命令の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不正な取引方法（昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売の場合、その他甲が特に認める場合。

二 前条第 3 号のうち、乙が刑法第 96 条の 6 又は同法第 198 条の規定による刑が確定した場合。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合においては、甲がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

（契約が解除された場合等の違約金）

第 18 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の 10 分の 1 を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲

に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

- 一 第15条第1項の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合
- 二 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

- 一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- 二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- 三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により、甲が第15条の規定により契約を解除したときは、乙は、第1項の違約金に委託期間の初日から甲が契約解除の通知を発した日（乙から解除の申出があったときは、甲がこれを受理した日）までの期間の日数に応じ、契約金額又は契約解除部分相当額に年2.5%の割合で計算した額を加えた金額を違約金として甲に納付しなければならない。

4 前項に規定する違約金の額の計算につき年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

（補則）

第19条 この契約に定めのない事項については必要に応じ甲、乙協議のうえ定めるものとする。

（紛争の解決方法）

第20条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

上記契約の証として本書2通を作成し記名押印のうえ各自1通保有するものとする。

令和4年4月 日

甲 住 所 南相馬市原町区萱浜字巢掛場45番地の112
氏 名 福島県
福島県立テクノアカデミー浜校長 添田光典

乙 住 所
氏 名

別紙

支 払 内 訳 書

(単位 円)

期 間	支払金額	消費税相当額	支払総額
4 月			
5 月			
6 月			
7 月			
8 月			
9 月			
1 0 月			
1 1 月			
1 2 月			
1 月			
2 月			
3 月			
合 計			